

設備投資で100%償却か10%(7%)税額控除

中小企業経営強化税制のご紹介

中小企業経営強化税制とは？

中小企業者が認定を受けた経営力向上計画に基づいて新たな設備を取得し、指定された事業に利用すると、即時償却または税額控除が受けられる制度です。

即時償却

購入額の100%が
経費計上可

または

税額控除

最大10%

税額控除はその事業年度の
調整前法人税額の20%が限度です

資本金3000万円以下 ▶ 10%
資本金3000万円超1億円以下 ▶ 7%

対象設備

<input type="checkbox"/> 機械装置	160万円以上
<input type="checkbox"/> 工具	30万円以上
<input type="checkbox"/> 器具備品	30万円以上
<input type="checkbox"/> 建物付属設備	60万円以上
<input type="checkbox"/> ソフトウェア	70万円以上

**設備の取得前に申請を
している必要があります。**
今すぐ、投資計画をご確認ください！

事例

株式会社A様（製造業）
工場設備導入 約1億円の投資

機械装置	5,000万円
建物付属設備	3,000万円
器具備品	2,000万円

税額控除10% 1,000万円

Or

1億円の経費計上

医療法人Y様 電子カルテ導入
5000万円の投資

建物付属設備	700万円
器具備品	1,000万円
ソフトウェア	3,500万円

税額控除10% 450万円

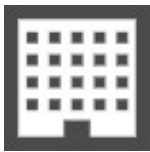
or

4,500万円の経費計上

税額控除はその事業年度の調整前法人税額の20%が限度です

対象

3年平均所得金額15億円以下かつ、



資本金・出資金が1億円以下の法人



常時使用者人数が
1000人以下の個人



出資持分がない法人は
常時使用者人数が1000人以下の法人

設備投資の内容によって申請の種類が異なります

A 類型	生産性向上設備	生産性が旧モデルより1%以上向上
B 類型	収益力強化設備	投資利益率5%以上の投資計画の設備
C 類型	デジタル化設備	遠隔操作、可視化、自動制御化の設備
D 類型	経営資源集約化設備	修正ROA等が一定以上向上する計画の設備

手続き

類型ごとに手続きは異なりますが、当省庁の認定を受けた上で、設備投資を行う必要があります。事前の手続きに時間がかかる可能性がありますので、早急にご検討の上まずは相談ください。

チェックシート

基本項目	
法人名	
資本金	
事業年度	
過去の中小企業経営強化税制の申請	なし あり (年 月 内容:)

適用の確認	
赤字の法人ではない	はい いいえ→適用して効果がないと思われます
設備取得前である	はい いいえ→今後の投資計画でご確認ください
中古・貸付資産ではない	はい いいえ→対象外です
過去の中小企業経営強化税制の申請	なし あり (年 月 内容:)

新規設備投資			
設備投資の内容			
取得予定日（システム稼働予定日）			
投資の総額	円		
建物付属設備	円	取得日	年 月 日
構築物	円	取得日	年 月 日
機械装置	円	取得日	年 月 日
器具備品	円	取得日	年 月 日
ソフトウェア	円	取得日	年 月 日
設備の所在地			
工業会の証明書	取得できる	できない	